

転入学・編入生徒募集要項

【転入学】

1 募 集

(1) 応募資格

本校に転入学を志願する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- ア 高等学校又は高等専門学校等に在籍し、やむを得ない事情により転学を希望する者。
- イ 働きながら学ぶ意思を持ち、本校の規則を遵守できる者。

(2) 出願の期間

[前期] 令和7年3月13日(木)～3月14日(金)の午前9時から午後5時までとする。

[後期] 令和7年8月20日(水)～8月21日(木)の午前9時から午後5時までとする。

(3) 出願の手続

- ア 転入学志願者は、あらかじめ保護者と共に本校において説明を受け、出願の資格及び意志の確認を受けるとともに、転入学願書及び理由書、住民票抄本（本人のもので、本籍地及び前住所を省略したもの）を提出する。
- イ 在籍校から転入学照会状、在学証明書、単位修得・履修証明書（出欠の記入のあるもの）及び担任の副申書の送付を受ける。
- ウ 校長は、上記ア、イであげた書類等により、転入学試験実施の可否及び相当学年について判断し、在籍校を通じて転入学志願者に通知する。

2 選抜試験

(1) 実施期日

[前期] 令和7年3月18日(火)

[後期] 令和7年8月25日(月)

(2) 実施場所

本校（高梁市原田北町 1216-1 TEL(0866)22-3618）

(3) 内 容

基礎学力検査（40分）、作文（40分）及び面接とする。ただし、出願時に20歳に達している志願者については、作文及び面接とすることもできる。

3 合格者の発表

試験実施の数日後に、在籍校を通じて通知する。

4 その他

- (1) 書類の提出等については、事前に在籍校に相談しておくこと。
- (2) 出願について不正の事実があるときは、転入学の許可を取り消すものとする。

【編入学】

1 募 集

(1) 応募資格

本校に編入学を志願する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- ア 高等学校又は高等専門学校等に在籍していない者。
- イ 本校の教育課程の教科・科目に相当するとみなせる単位を 17 単位以上修得している者。
- ウ 働きながら学ぶ意思を持ち、本校の規則を遵守できる者。

(2) 出願の期間

令和 7 年 3 月 13 日(木)～3 月 14 日(金)の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 出願の手続

- ア 編入学志願者は、あらかじめ保護者と共に本校において説明を受け、出願の資格及び意志の確認を受ける（出願時に 18 歳に達している志願者の場合は本人のみでよい）とともに、編入学願書及び理由書、住民票抄本（本人のもので、本籍地及び前住所を省略したもの）を提出する。また、単位を修得した高等学校等の発行した単位修得・履修証明書（出欠の記入のあるもの）を提出し、連絡先を届け出る。
- イ 校長は、上記アであげた書類等により、編入学試験実施の可否及び相当学年について判断し、編入学志願者に通知する。
- ウ 編入学志願者は、イの許可を受けた後、定められた期間内に選抜手数料を納入する。

(4) 選抜手数料

現金で 720 円を期日内に納入すること。ただし、受領後はいかなる理由があっても返還しない。

2 選抜試験

(1) 実施期日

令和 7 年 3 月 18 日(火)

(2) 実施場所

本校（高梁市原田北町 1216-1 TEL(0866)22-3618）

(3) 内 容

基礎学力検査（40 分）、作文（40 分）及び面接とする。ただし、出願時に 20 歳に達している志願者については、作文及び面接とすることもできる。

3 合格者の発表

試験実施の数日後に、保護者（又は本人）に直接通知する。

4 その他

- (1) 書類の提出等については、事前に在籍していた高等学校等に相談しておくこと。
- (2) 出願について不正の事実があるときは、編入学の許可を取り消すものとする。